

環境税について

平成19年11月30日

環 境 省

深刻化する地球温暖化問題

1. 地球温暖化問題をめぐる状況

- (1) 気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第4次評価報告書(2007年)
 - ・気候システムに温暖化が起こっていると断定
 - ・人為起源の温室効果ガスが温暖化の原因とほぼ断定
 - ・21世紀末までに世界平均気温は最大6.4度上昇

- (2) 「美しい星50」の三原則(2007年5月)
 - ①主要排出国が全て参加し、京都議定書を超え、世界全体での排出削減につながること。
 - ②各国の事情に配慮した柔軟かつ多様性のある枠組みとすること。
 - ③省エネ等の技術を活かし、環境保全と経済発展とを両立すること。

- (3) 2008年には洞爺湖サミットが開催され、ポスト京都の枠組に関する議論が佳境に入る。

2. 我が国の温室効果ガス排出量と対策の進捗状況

- (1) 温室効果ガス排出量は目標から大きく乖離。(2006年度速報値は基準年度比で6.4%増。)

- (2) 目標達成計画の進捗ははかばかしくない。(業務、家庭部門からの排出が著しく増加。)

京都議定書目標達成計画における位置づけ

2. 横断的施策

(6) ポリシーミックスの活用

効果的かつ効率的に温室効果ガスの排出削減を進めるとともに、我が国全体の費用負担を公平性に配慮しつつ極力軽減し、環境保全と経済発展といった複数の政策目的を同時に達成するため、自主的手法、規制的手法、経済的手法、情報的手法などあらゆる政策手法を総動員し、それらの特徴を活かしつつ、有機的に組み合わせるといふポリシーミックスの考え方を活用する。その最適なあり方については、本計画の対策・施策の進捗状況を見ながら、総合的に検討を行う。

(6-1) 経済的手法

経済的手法は、市場メカニズムを前提とし、経済的インセンティブの付与を介して各主体の経済合理性に沿った排出抑制等の行動を誘導するものであり、地球温暖化対策の経済的支援策としての有効性も期待されている。その活用にあたっては、ポリシーミックスの考え方に沿って、効果の最大化を図りつつ、国民負担や行財政コストを極力小さくすることが重要であり、財政的支援に当たっては、費用対効果に配慮しつつ、予算の効率的な活用等に努める。

(6-2) 環境税

二酸化炭素の排出量又は化石燃料の消費量に応じて課税するものとして関係審議会等において論議されている環境税は、経済的手法の一つであり、価格インセンティブを通じ幅広い主体に対して対策を促す効果や、二酸化炭素の排出削減対策、森林吸収源対策などを実施するための財源としての役割等を狙いとするものとして関係審議会等において様々な観点から検討が行われている。

環境税については、国民に広く負担を求めることになるため、関係審議会をはじめ各方面における地球温暖化対策に係る様々な政策的手法の検討に留意しつつ、地球温暖化対策全体の中での具体的な位置付け、その効果、国民経済や産業の国際競争力に与える影響、諸外国における取組の現状などを踏まえて、国民、事業者などの理解と協力を得るように努めながら、真摯に総合的な検討を進めていくべき課題である。

地球温暖化対策のための税制の推進の一環としての環境税

平成20年から京都議定書の第一約束期間が始まることを踏まえ、地球温暖化対策を加速するため、地球温暖化対策のための税制を推進する。

国民・事業者の行動を環境負荷の小さなものへと変え、地球温暖化対策を加速するため、環境税の創設等、必要な税制上の措置を講ずること。

<目 的>

- (1) 二酸化炭素の排出に課税し、排出量の伸びの著しい業務・家庭部門での対策の強化を促すとともに、産業・運輸部門の対策の着実な進展を促す。
- (2) 地球温暖化対策に必要な財源を確保する。
- (3) 広く国民各層の意識改革を促す。

環境税の具体案

課税の仕組み	<p>○家庭・オフィス： ・灯油、ガソリン、LPG（上流で課税）</p> <p>○工場等： ・石炭、重油、軽油、天然ガス、ジェット燃料（大口排出者による申告納税）</p> <p>○家庭・オフィス・工場等： ・電気、都市ガスに関しては、発電・ガス事業者が用いる化石燃料に対して課税</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: 150px;"> <p>当分の間、適用を停止する。</p> </div>
税率・税収額	<p>税率：2,400円／炭素トン 税収額：約3,600億円 家計の負担：世帯当たり年間約2,000円（月額約170円）</p>
軽減措置	<p>○国際競争力の確保や排出削減努力の奨励促進等のため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大口排出事業者において、削減努力をした場合は、8割軽減 ・鉄鋼等製造用の石炭、コークス等は免税 ・灯油について5割の軽減 <p>* 重油は、大口排出者の申告納税であり、漁船用燃料使用は免除</p>
使途	<p>○一般財源 （税収を、森林吸収源対策及び、省エネ家電、住宅・建築物の省エネ設備や低燃費自動車に係る買換促進のための減税等に重点的に充てる。）</p> <p>○税収の一部を地方の地球温暖化対策に充てるため、地方公共団体へ譲与</p>
削減効果	<p>価格効果 0.5%程度 財源効果 2.7%程度（基準年総排出量比）</p>

環境税の具体案の主な減免措置について

税率については、2,400円／炭素トンを基本としつつ、

昨今の原油価格の高騰等に配慮し、

- ・ガソリン、軽油及びジェット燃料は当分の間、適用停止

国際競争力の確保や排出削減努力の奨励促進等のため、

- ・大口排出事業者において削減努力をした場合は8割軽減
- ・鉄鋼等製造用の石炭・コークス等は免税

寒冷地への影響等に配慮し、

- ・灯油について5割軽減

○抜本的な税制改革に向けた基本的考え方(平成19年11月20日 政府税制調査会)(抄)

第2 各論

5. 消費課税

(4) 地球温暖化問題への対応

地球温暖化問題については、「環境と経済の両立」という基本的な考え方に立って、自主的取組、啓蒙を含む多様な政策手段を適切に用いていくことが必要である。

環境税については、国・地方の温暖化対策全体の中での具体的な位置付け、その効果、国民経済や国際競争力に与える影響、既存エネルギー関係諸税との関係等を十分に踏まえ、総合的に検討していくべき課題である。

○平成19年度の税制改正に関する答申(平成18年12月1日 政府税制調査会)(抄)

II 総合的な税制改革の流れの中での平成19年度税制改正

3. 国民生活に関連する税制

(5) 地球温暖化問題への対応

環境税については、国・地方の温暖化対策全体の中での環境税の具体的な位置付け、その効果、国民経済や国際競争力に与える影響、諸外国における取組状況、既存エネルギー関係諸税との関係等を十分に踏まえ、総合的に検討していく。

○平成18年度の税制改正に関する答申(平成17年11月25日 政府税制調査会)(抄)

二 個別税目の課題

8. 地球温暖化問題への対応

いわゆる環境税については、国・地方の温暖化対策全体の中での環境税の具体的な位置付け、その効果、国民経済や産業の国際競争力に与える影響、諸外国における取組みの現状、さらには既存のエネルギー関係諸税との関係といった多岐にわたる検討課題がある。現在、関係省庁等において、これらの課題について議論が行われているところであり、その状況を踏まえつつ、総合的に検討していく必要がある。

○平成17年度の税制改正に関する答申(平成16年11月15日 政府税制調査会)(抄)

二 個別税目の課題

7. 地球温暖化問題への対応

地球温暖化対策の国際的枠組みとして、温室効果ガス排出量の削減目標を定めた京都議定書が、来年2月に発効する。これに伴い、日本の国際的責務が現実的なものとなる。こうした中で、わが国における排出量は民生・運輸部門を中心に年々増加しており、その削減のため、早急に追加的な対策を検討することが求められている。

その一環として、いわゆる環境税導入の是非については、国・地方の温暖化対策全体の中での具体的な位置付けを踏まえて検討せねばならない。現時点では、他の政策手段との関連において、環境税の位置付けは必ずしも明らかでない。来年3月までに行われる「地球温暖化対策推進大綱」(平成14年3月)の見直し作業を通じ、京都議定書の目標達成を念頭に、環境税の果たすべき役割が具体的かつ定量的に検討されることが必要である。

環境税の役割としては、本来、価格インセンティブを通じた排出抑制効果を重視すべきであろう。他方、追加的な温暖化対策の財源確保により重点をおいて環境税を活用することについては、既存の温暖化対策予算との関係、収収の用途を特定することの是非を慎重に検討する必要がある。

環境税は、国民に広く負担を求めることになるため、その導入を検討する際には、国民の理解と協力が不可欠である。国民経済や産業の国際競争力に与える影響、既存のエネルギー関係諸税との関係、その他税制全体の中での位置付けなど、多岐にわたる検討課題がある。今後、温暖化対策全体の議論の進展を踏まえ、環境税に関する多くの論点をできる限り早急に検討せねばならない。

○平成19年度税制改正大綱(平成18年12月14日)(抄) 自由民主党・公明党

第三 検討事項

- 1 わが国は環境先進国として、地球温暖化問題において世界をリードする役割を果たすため、京都議定書目標達成計画に沿って、国、地方をあげて多様な政策への取り組みを実施し、6%削減約束を確実に達成することとしている。環境税については、平成20年から京都議定書の第一約束期間が始まることを踏まえ、さまざまな政策的手法全体の中での位置づけ、課税の効果、国民経済や産業の国際競争力に与える影響、既存の税制との関係等に考慮を払いながら納税者の理解と協力を得つつ、総合的に検討する。

○平成18年度税制改正大綱(平成17年12月15日)(抄) 自由民主党・公明党

第三 検討事項

- 1 わが国は環境先進国として、地球温暖化問題において世界をリードする役割を果たすため、平成17年4月に京都議定書目標達成計画を閣議決定し、国、地方をあげて多様な政策への取り組みを開始し、6%削減約束を確実に達成することとしている。環境税については、平成20年から京都議定書の第一約束期間が始まることを踏まえ、さまざまな政策的手法全体の中での位置づけ、課税の効果、国民経済や産業の国際競争力に与える影響、既存の税制との関係等に考慮を払いながら納税者の理解と協力を得つつ、総合的に検討する。

○平成17年度税制改正大綱(平成16年12月15日)(抄) 自由民主党・公明党

第三 検討事項

- 14 われわれは、過去とは比べものにならない大量の化石燃料を消費し、豊かで便利な生活を享受している。その反面大量の二酸化炭素を排出し、将来世代に地球温暖化という大きな負の遺産を残している。この事態に対処し、京都議定書の平成17年2月発効とそれに伴うわが国の責任を踏まえ、地球温暖化対策推進大綱の評価、見直しにも考慮を払いつつ、環境と経済の両立を図ることが重要である。このため、あらゆる政策的手法を総合的に検討した結果を受けて、いわゆる環境税については、必要に応じ、そのあるべき姿について早急に検討する。

内閣府による世論調査の結果

地球温暖化対策に関する世論調査

調査主体 : 内閣府政府広報室

調査対象 : 全国20歳以上の者3,000人

有効回答数 1,805人 (回収率60.2%)

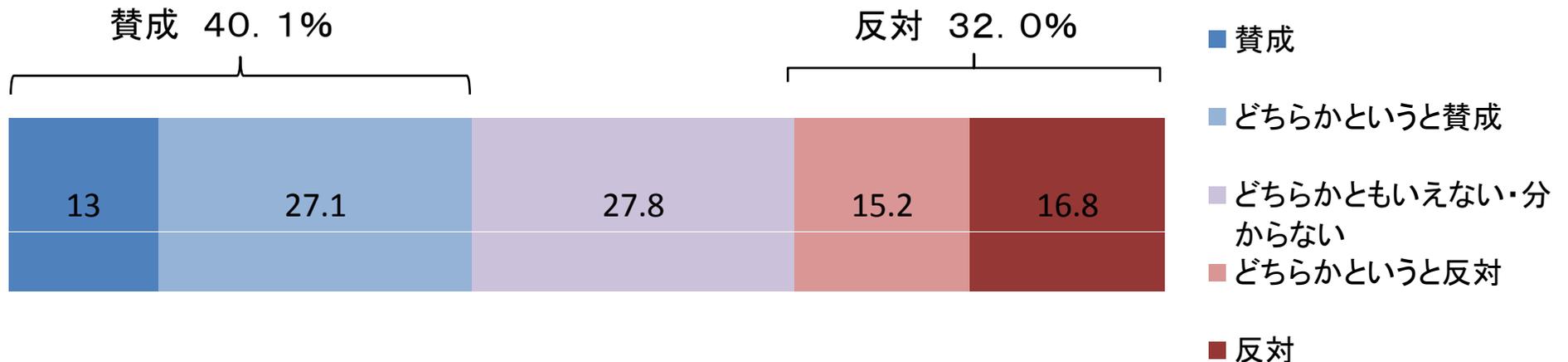
調査項目 : 1 地球温暖化問題への関心について

2 家庭や職場で行う地球温暖化対策について

3 環境税について

4 サマータイム制度について

Q. あなたは、環境税の導入をどう考えますか。あなたのお考えに最も近いものを一つだけお答えください。



各国の温暖化対策に関する税制の概要①

国名	名称 (導入年)	概要	税率	税収	使途	軽減措置例	
ノルウェー	CO2税 (1991)	1999年以降独立した個別の税制となった(導入から1999年までは石油製品に対する既存税制と統合されていた。)。税率は毎年の予算案で審議される。	電力	—	1,606億円 (7,869百万ノルウェークローネ)	・一般財源	・紙パルプ製造業(低率) ・遠洋漁業、近海漁業 ・国際線(航空) ・国外海運
			ガソリン	23,195円/t-C 16.3円/L			
デンマーク	CO2税 (1992)	鉱物油、石炭、電力、天然ガス、ガソリンが課税物件である。導入以来、課税対象の拡大や、軽減税率の引き上げなどが行われている。ガソリンは2005年より課税対象となった。	電力	1.8円/kWh	約1,100億円 (約5,000百万デンマーククローネ)	・一般財源 ※産業部門からの税収は雇用者の社会保障負担の軽減等として産業部門に還元	・業種(重工業、軽工業など)により税率が異なる。 ・発電用燃料は免税 ・公共交通用燃料のうち、超軽油、ガスは免税 ・漁業船舶用は免税
			ガソリン	7,351円/t-C 4.8円/L			
オランダ	一般燃料税 (1988)	1998年に複数の既存環境課徴金を統合。1990年に課税標準に炭素含有量を導入。1992年に課税標準を炭素/エネルギー要素に変更。2004年に石炭を除く課税物件はエネルギー税および鉱油物品税へ移行し、現在の課税物件は石炭のみ。	電力	—	85億円 (52百万ユーロ) ※上記は2004年(課税物件:石炭のみ)。 2003年は、522百万ユーロ。	・一般財源	・発電
			ガソリン	—			
オランダ	エネルギー規制税 (1996) ↓変更 エネルギー税 (2004)	エネルギー規制税は、小規模エネルギー消費者を対象とし導入された。課税標準は炭素/エネルギー要素に依存。2004年に、石炭以外について一般燃料税と統合、エネルギー税に変更された。	電力	11.7円/kWh	4,623億円 (2,839百万ユーロ) ※上記は2004年。	・一般財源(所得税等の減税)	・低所得者層への配慮のため一定量までのエネルギー消費については非課税であったが、2001年に定額減税に変更。 ・電力および天然ガスは、消費量により税率が異なり、消費量が多くなるにつれ、一定レベル超過分は低い税率が適用される。
			※ND1	—			
英国	気候変動税 (2001)	既存エネルギー税制(炭化水素税)において課税対象となっていない燃料(電力、天然ガス、LPG、石炭)を課税対象とした。産業部門、業務部門、公共部門において利用される燃料が課税対象となる(小規模事業者は対象外)。	天然ガス ※ND1	5,646円/t-C	1,614億円 (711百万ポンド) (2006年)	・雇用の国民保険負担軽減のための財源(約80%) ・カーボン・トラスト(ビジネスセクターへの助言等を行う政府設立の団体)への支援金 ・省エネ投資に対する法人税等の控除	・気候変動協定(CGA)による80%減税 ・再生可能エネルギーによる発電 ・高効率熱電供給 ・公共交通機関へのエネルギー供給 ・発電用燃料 ・原料利用 ・電気分解工程(アルミ精錬等)において消費される電力
			石炭	2,655円/t			

■表中の※については、以下の通り。
 ※ND1: 最も税率の高い、消費量が少ない課税対象者の場合の税率。
 ※ND2: 物品税の課税物件。
 ※NY1: 油田における排ガス燃焼の天然ガスは課税対象になっている。

各国の温暖化対策に関する税制の概要②

国名	名称 (導入年)	概要	税率	税収	用途	軽減措置例
ドイツ	電気税 (1999)	環境税制改革の一環として、鉱油税の税率アップと同時に、電気税が新設された。	電力 家庭: 3.3円/kWh 産業: 2.0円/kWh ガソリン — 天然ガス — 石炭 —	1兆0,216億円 (6,273百万ユーロ)	・年金保険料の軽減 ・CO2建物改築プログラム ・再生可能エネルギーの普及	・低所得者層への軽減税率(低所得者層での使用が多い夜間蓄熱式暖房の電気税60%適用)
	鉱油税の環境税制改革 (1999) ↓ エネルギー税に改正 (2006)	1999年の環境税制改革において、各種の石油・天然ガス系燃料に対する既存の鉱油税の税率アップ。さらに、EU エネルギー税指令をドイツ税制に取り入れるために、既存の鉱油税を改正する形でエネルギー税を導入(2006年8月1日施行)。石炭は、鉱油税では課税対象ではなかったが、エネルギー税においては、一部の例外を除いて課税対象となった。	電力 — ガソリン 162,989円/t-C 107円/L 天然ガス 16,261円/t-C 10円/m3 石炭 2,083円/t-C 1,429円/t	6兆5,003億円 (39,916百万ユーロ) ※2006年鉱油税	・道路 ・一般財源	・交通燃料用石炭 ・発電燃料用石炭 ・家庭用石炭(2010年まで) 【鉱油税の環境税制改革時点】 ・零細製造業、農林業への軽減措置 ・小規模自家発電に対する軽減措置 ・環境税制改革による負担額の増加が、年金保険料の引き下げ分を超えた場合、超過分の95%還付 ・高稼働率コージェネにおける鉱油税非課税 ・高効率複合サイクルガスタービン発電(99.12.31以降設置)は鉱油税10年間免税 ・公共交通機関 ・製造業、農林業、公益事業の発電用燃料は環境税制改革における税率アップが免税
スイス	気候基金 (Climate Centime) (2005)	CO2連邦法(2000年施行)により、第一弾の対策としてとられた。2004年までの目標が達成できなかった場合に本対策がとられることと規定されていた。石油およびディーゼル油に対して、1.5スイスセントを課した。	電力 — ガソリン 2,277円/t-C 1.5円/L 天然ガス — 石炭 —	約100億円 (約100百万スイスフラン)	・気候変動基金(スイス石油協会)から国内外の排出削減などに拠出	・大量消費者(暖房用油、交通用燃料)、税負担により国際競争力を大きく低下させる恐れのあるもの。(ともに、CO2排出量の上限を定める協定を連邦政府と取り交わす必要あり。協定を達成できない場合は、税額に加えて利息を負担する義務)
	CO2税 (2008予定)	CO2連邦法(2000年施行)により、第二弾の対策としてとられる予定である。2007年までの目標が達成できなかった場合に本対策がとられることと規定されていた。	電力 — ガソリン — 天然ガス — 石炭 —	—	・個人および企業に還元(2年後)	(不明)
フランス	(該当なし)	環境汚染行為に対する一般税(TGAP)(1999)は、環境関連の5つの税を統合することにより創設された。温暖化対策の目的でTGAPにおいて、重油、石炭、LPG、天然ガス、電力などを課税対象とすることが検討されたが、違憲と判断された。サルコジ大統領は「国内の競争力を維持するために労働者への課税を軽減し、気候変動・エネルギー税を設置するという税制度の全体的な見直し」への意欲をみせている(環境グルネル懇談会・2007年10月)。	電力 — ガソリン — 天然ガス — 石炭 —	—	(35時間労働制導入の財源への充当が予定されていた)	(年間エネルギー消費量が石油換算100t以上の企業のみが課税。農林漁業やエネルギー集約型産業は免税対象と想定されていた)

■その他フィンランド、スウェーデン、イタリアで温暖化対策税が導入されている。

■表中の※については、以下の通り。

※SS1: 課税対象となっているが、税率は不明。例えば、暖房用油は、4,368円/t-C(3.1円/L)の税率である。